

## 太陽光発電システム（自治会による 10kW 以上の設備） 補助金のご案内

宍粟市では、温暖化ガスの削減とエネルギー自給率の向上のため、自治会による太陽光発電システムの導入について、費用の一部を助成します。  
別途、条例による届出が必要な場合がありますので、森林環境課にご相談ください。

### 1. 対象者

市内の自治会

※ 市税の滞納のない自治会に限ります。

※ 同一自治会による事業について、補助金交付は 1 回限りです。

### 2. 対象設備

以下の条件をすべて満たす設備

- 市内の土地等に設置する 10kW 以上の太陽電池による発電システム（未使用品に限る）
- 電力会社と電力供給契約が締結できるもの
- 売電収入を地域づくりに活かすために設置されるもの

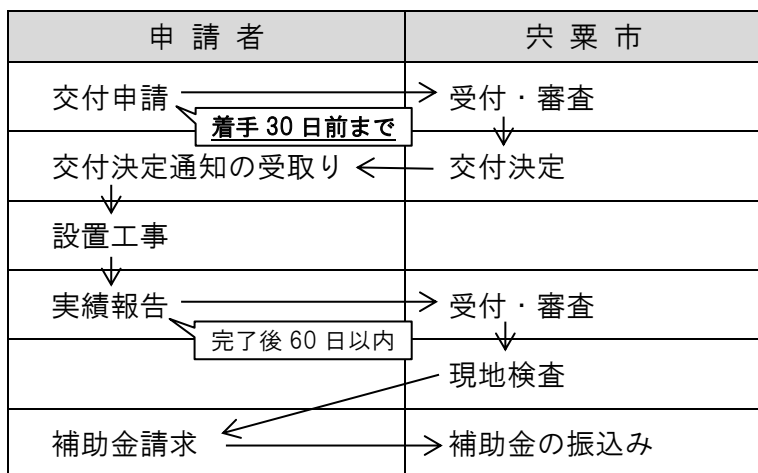
### 3. 補助金額

機器の購入及び設置に要する費用のうち、実支出額の 2 分の 1 以内の額（上限 100 万円）

※ 国県等の補助金を受ける場合は、上記費用から国県等の補助金額を差し引いた実支出額の 2 分の 1 以内

※ 1,000 円未満の端数は切捨てです。

### 4. 申請の流れ



※ 交付決定後に補助金額や事業内容に変更が生じた場合は、申請手続きが必要です

### 5. 受付期間

2026 年 4 月 1 日（水）から 2027 年 2 月 26 日（金）まで

※ 上記の期間内で、**工事に着手する 30 日前までに**申請書を提出してください。

※ 上記の期間内であっても、補助金予算の残額がなくなった時点で、受付を終了します。

※ 2027 年 3 月 31 日（水）までに、実績報告書が提出できる見込みの自治会に限ります。

（実績報告書には、電力会社との電力供給契約を証する書類の写しを含め、すべての必要書類が添付されている必要があります）

## 6. 交付申請の方法

### 【提出書類】

記入書類	添付書類
① 補助金等交付申請書	⑦ 地元説明会記録
② 事業計画書	⑧ 見積書の写し
③ 収支予算書	⑨ カタログの写し (設置する機器の型式名や仕様の記載されたページ)
④ 同意書	⑩ 交付決定通知書等の写し (本制度以外の補助金の交付を受ける場合)
⑤ 役員等名簿	⑪ その他市長が必要と認める書類
⑥ 委任状 (施工業者等が代行申請する場合)	

### 【提出方法】

工事に着手する 30 日前までに森林環境課の窓口を持参してください。(郵送は不可)

## 7. 実績報告の方法

### 【提出書類】

記入書類	添付書類
① 補助事業等実績報告書	④ 完成写真(カラー写真で太陽電池の全体像と設置枚数が分かるもの)
② 事業報告書	⑤ 請求書の写し
③ 収支決算書	⑥ 領収書の写し
	⑦ 契約書の写し(設置工事等により契約書がある場合)
	⑧ 電力会社との電力受給契約を証する書類の写し
	⑨ その他市長が必要と認める書類

### 【提出方法】

事業完了後 60 日以内または 2027 年 3 月 31 日(水)のいずれか早い日までに、森林環境課の窓口を持参または郵送してください。

## 8. その他の留意事項

- 期間内に実績報告の提出がない場合や事業が適正に行われない場合は交付決定を取消すことがあります。
- 申請者は補助事業に関する書類等を整備し、事業完了の翌年度から 5 年間保存する必要があります。
- 市長が補助金の交付に関して必要があると認める場合は、補助事業者等に対して報告を求め、書類等の検査や、補助事業者等の事務所等に立ち入って帳簿などの調査を行うことがあります。
- 導入後 5 年間は、補助事業により取得した機器等を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、または担保に供する場合は、財産処分承認申請書により市長の承認を受ける必要があります。
- 申請に当たっては、宍粟市補助金等交付規則および宍粟市再生可能エネルギー利用促進事業補助金交付要綱の規定を遵守してください。
- CO<sub>2</sub>削減効果などの検証のため、アンケート調査にご協力をお願いすることがあります。

### 【担当窓口・書類提出先】

宍粟市役所 産業部 森林環境課 環境企画係

〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6 (宍粟市役所 本庁舎 2 階)

電話：0790-63-3065 FAX：0790-63-1282 メール：kankyokikaku-kk@city.shiso.lg.jp